



令和7（2025）年度 清瀬市創業資金融資のご案内

1 清瀬市創業資金融資制度とは

清瀬市内で創業される方や創業して1年未満の方を対象として、運転資金や設備資金の融資を取扱金融機関にあっせんする制度です。

清瀬市では、利用者のご負担を軽減するため、融資の実行後12か月毎に利子補給を行い、東京信用保証協会及び東京都農業信用基金協会の保証料についても一部負担（※1）致します。ただし、東京都農業信用基金協会は、農業者の農業資金のみの取り扱いとなります。

※1 利子補給及び保証料の一部負担には、一定の条件があります。

2 申込者の資格について

- （1）個人の場合、申込時点で市内に住所を有していること（※2）
 - （2）法人の場合、申込時点で法人代表者が市内に住所を有していること又は主たる事業所を市内に置くこと（※2）ただし、特定創業資金の申込が出来るものは主たる事業所を市内に置く場合に限る
 - （3）創業することにより、中小企業者（農業を含む）に該当するものとなること又は創業して1年未満の者
 - （4）市区町村税の納税義務者であり、申込時点で納期の経過した市区町村税等を完納していること
 - （5）東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を得られること
 - （6）個人の申込みの方で、東京都農業信用基金協会の保証を必要とする場合、その方が最終償還日時点で71歳以上の場合には、東京都農業信用基金協会の規定により連帯保証人を必要とする
 - （7）創業予定者については、具体的な事業計画があること
 - （8）法人の創業の場合、東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会が必要と認めるときに限り、法人代表者である連帯保証人を必要とする
 - （9）連帯保証人は、当該法人の代表者（代表取締役）であり、市区町村税の納税義務者であり申込時点で納期の経過した市区町村税等を完納していること
 - （10）法令に基づく資格、許認可等を必要とする事業を開始する場合は、東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の審査時に当該資格等を取得していること
 - （11）清瀬市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者でないこと
- ※2 償還期間中に市外に転出すると、転出日に遡って利子の補給を停止致します。

3 資金の種類

資金の種類	融資限度額	融資利率 (市負担分利子補給)	融資期間 (償還方法)	据置期間 (※４)
創業運転資金	５００万円以内 (併用の場合も同額)	１．８％（※５） (うち、 <u>１．１％ を市が利子補給</u>)	６年以内 (元金均等 月賦償還) (※６)	６か月以内
創業設備資金 (※３)				１２か月以内
特定創業運転資金		１．７％（※５） (うち、 <u>１．１％ を市が利子補給</u>)		６か月以内
特定創業設備資金 (※３)				１２か月以内

※3 創業設備資金及び特定創業設備資金は、見積の段階でお申し込み下さい。車の購入は、業務車両に限ります。

※4 据置期間は、融資期間に含まれます。

※5 融資利率は、令和7年4月1日から令和8年3月31日の融資実行時の利率です。

なお、金融情勢の変動によって利率等が変更となる場合がありますので、申込の際にご確認下さい。

※6 運転資金で東京都農業信用基金協会の保証が必要な場合、融資期間は5年以内となります。

4 東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の信用保証料の補助

清瀬市では、東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会が決定した信用保証料の2分の1を補助します。ただし、繰上完済により、信用保証料の返戻があった場合は、清瀬市が負担した割合に応じた額を市に返還して頂きます。

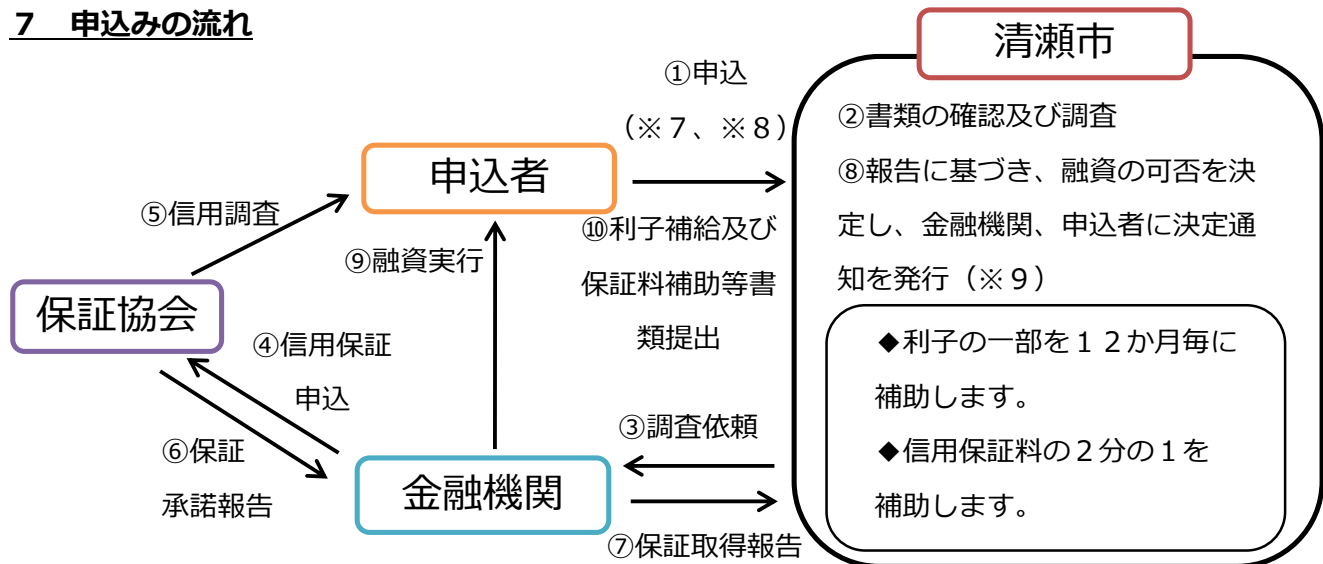
5 清瀬市内商店街又は清瀬商工会加入者への補助

創業予定者又は創業者の方で、清瀬市内の商店街又は清瀬商工会に加入すると、利子補給の上乗せ補助(0. 1%)があります。商店街又は商工会加入を証する書類は、申込時に別途提出する必要があります。詳細は産業振興課にお問い合わせ下さい。

6 特定創業支援事業の認定を受けた事業者への補助

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定に基づき、清瀬市長が発行する証明書の交付を受けた者（特定創業支援事業の認定を受けた者）は、利子補給の上乗せ補助(0. 4%)があります。

7 申込みの流れ



※7 申込時においては、必要書類を全て備えているものとします。

※8 申込から決定通知の発出まで、約1か月を要します。余裕をもって申込願います。

※9 創業設備資金又は特定創業設備資金で決定通知を受けた事業者は、工事完了後又は購入物納入後に、報告書、支払を証する書類の写し、工事前後又は購入物の写真を提出する必要があります。

8 注意事項

- (1) 融資決定後、借入手続きをしなかったり、融資金を目的外に使用したり、借入時の資格要件喪失等があると、融資の決定を取り消す場合があります。
- (2) 金融機関、東京信用保証協会及び東京都農業信用基金協会の審査により、申込が否決となったり、申込額が減額となる場合があります。
- (3) 償還方法の変更、繰上完済、代位弁済等が発生した際は、速やかに産業振興課にお知らせください。
- (4) 法人において、保証人の保証を提供しないことを希望する場合、経営者保証を不要とする要件を満たす必要があります。事前に取り扱金融機関へご相談ください。

9 取扱金融機関

金融機関名	所在地	電話番号
りそな銀行清瀬支店	清瀬市元町1-2-11	491-3515
三井住友銀行清瀬支店	清瀬市松山1-12-16	491-3711
みずほ銀行所沢支店	所沢市日吉町12-1	(04) 2923-4111
きらぼし銀行秋津支店	東村山市秋津町5-6-1	(042) 393-9611
西京信用金庫清瀬支店	清瀬市松山1-5-4	492-5415
青梅信用金庫秋津支店	清瀬市梅園3-23-23	492-5511
東京みらい農業協同組合清瀬支店	清瀬市中里3-892-7	491-3511
飯能信用金庫清瀬支店	清瀬市上清戸1-9-32	495-2010
多摩信用金庫秋津支店	東村山市秋津町5-35-23	(042) 395-7221
みずほ銀行清瀬支店	清瀬市元町1-10-4	492-5811
青梅信用金庫東久留米支店	東久留米市幸町3-4-14	(042) 471-1811
西武信用金庫東久留米支店	東久留米市本町3-10-8	(042) 475-5311

10 申請書類

書類の名称	必要区分	
	個人	法人
清瀬市指定様式の申込書（捺印済みのもの）※10	○	○
代表者個人が市外在住の場合、納税証明書（3か月以内に発行されたもの、すべての市区町村税に未納がないことを証明する書類）※11	×	○
清瀬市指定様式の創業計画書	○	○
代表者個人が市外在住の場合、住民票（3か月以内に発行されたもの、黒塗り不可）	×	○
履歴事項全部証明書（法務局の証明印があり、かつ3か月以内に発行されたもの）	×	○
清瀬市内商店街又は清瀬商工会加入を証する書類の写し	○	○
事業に必要な許認可及び資格等証明書類の写し	○	○
開業届出済み証明書の写し（届出前の場合は不要）	○	×
開業届提出前及び登記前の場合、事業所がわかる書類の写し	○	○
創業設備資金又は特定創業設備資金で申込の場合、見積書及びカタログの写し※12	○	○
特定創業（運転・設備）資金の場合、清瀬市長発行の特定創業支援事業認定書の写し（有効期限内のもの）	○	○
保証人の保証を提供しないことを希望する場合、要件確認書兼誓約書の写し	×	○

※10 修正液、修正テープ、消せるボールペンは使用できません。訂正の際は、訂正箇所にも二重線を引き、申込書と同じ印を捺印し訂正してください。

※11 課税されている市区町村税全ての税を記載。納付が確認出来ない場合、支払を証する書類でも可。

※12 既に設備を購入した場合、本制度を申請できません。

11 本融資あっせんの申請先・問合せ先

清瀬市地域振興部産業振興課商工係

〒204-8511 東京都清瀬市中里5-842

電話番号：042-492-5111（内線2123）

12 その他の問合せ先

東京信用保証協会立川支店

電話番号：042-525-6621（代表）

東京都農業信用基金協会

電話番号：042-528-1364

